令和５年４月１２日　医学科教務学生委員会　決定
令和８年１１月４日　医学科教務学生委員会　改正

６年次「臨床実習２」「臨床実習３」の成績評価について

１．最終成績評価について

最終成績は、各期（４週間コースまたは２週間コース）の合否判定をもとに、科目責任者が「合格」または「不合格」を決定する。

２．各期の合否判定について

各期の合否判定は、実習診療科の指導医、教員が実習評価表の「総括評価」により行う。「総括評価」が「不可」となった場合には、以下のとおり取り扱うものとする。

再実習および再合否判定の要否は、原則として当該実習診療科が判断する。実習中のアンプロフェッショナルな行為を理由として「不可」と判定された場合、再実習および再合否判定を行わないことも含めその要否を判断する。学外病院での実習や、当該実習診療科での判断が困難な場合には、科目責任者または教務学生委員会によりその要否を判断するものとする。

再実習および再合否判定を行う場合は、以下のとおりとする。

臨床実習２（４週間コース）

原則春休み期間中に、「不可」となった実習診療科と同じ学内の診療科（内科・外科）（注１）が再実習および再合否判定を行う。再実習の日数については、再合否判定を行う診療科の裁量に委ねる。

臨床実習３（４週間コース・２週間コース）

夏休み期間中に、「不可」となった実習診療科と同じ学内の診療科（注２）で再実習および再合否判定を行う。再実習の日数については、再合否判定を行う診療科の裁量に委ねる。

（注１）学内の内科・外科は専門科に分かれているため、学生に再実習を行う希望診療科を聞き、順に問い合わせる。
（注２）学内に相当する診療科がない場合は、受入可能な学内の他の診療科で再実習を行う。

３．再合否判定について

臨床実習２（４週間コース）

再合否判定の結果が「不可」となった場合、「臨床実習２」は「不合格」となる。「不合格」となった者

は６年次に移籍し、「臨床実習２」の全てを再履修する。

臨床実習３（４週間コース・２週間コース）

再合否判定の結果が「不可」となった場合、「臨床実習３」は「不合格」となる。「不合格」となった者は６年次に移籍し、「臨床実習３」の全てを再履修する。